

令和4事務年度 法人税等の調査事績の概要

令和5年 11月
東京国税局

I 調査事績の概要

- 1 法人税・法人消費税等の調査事績の概要
- 2 源泉所得税等の調査事績の概要

II 主要な取組

- 1 消費税還付申告法人に対する取組
- 2 海外取引法人等に対する取組
- 3 無申告法人に対する取組

I 調査事績の概要

1 法人税・法人消費税等の調査事績の概要

(1) 法人税の調査事績の概要

令和4事務年度においては、資料情報等の分析・検討を行った結果、大口・悪質な不正計算が想定される法人など調査必要度が高い法人15,181件（前年対比162.4%）について実地調査を実施しました。

このうち、法人税の非違があった法人は11,708件（同159.8%）、その申告漏れ所得金額は3,608億83百万円（同149.0%）、追徴税額は807億55百万円（同128.8%）となっています。

(注)1 令和4事務年度の調査事績は、令和4年2月1日から令和5年1月31日までの間に事業年度が終了した法人を対象に、令和4年7月から令和5年6月までの間に実施した調査に係るものを集計しています。

2 追徴税額には、地方法人税及び加算税を含みます。

○ 法人税の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和3		令和4	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	9,347 件	147.8 %	15,181 件	162.4 %
非違があった件数	2	7,327 件	140.0 %	11,708 件	159.8 %
うち不正計算があった件数	3	2,168 件	127.8 %	3,103 件	143.1 %
申告漏れ所得金額	4	242,214 百万円	89.3 %	360,883 百万円	149.0 %
うち不正所得金額	5	69,674 百万円	151.0 %	93,506 百万円	134.2 %
調査による追徴税額	6	62,715 百万円	97.5 %	80,755 百万円	128.8 %
うち加算税額	7	10,273 百万円	125.0 %	12,780 百万円	124.4 %
不正発見割合 (3/1)	8	23.2 %	▲ 3.6 ポイント	20.4 %	▲ 2.8 ポイント
調査1件当たりの申告漏れ所得金額 (4/1)	9	25,914 千円	60.4 %	23,772 千円	91.7 %
不正1件当たりの不正所得金額 (5/3)	10	32,137 千円	118.1 %	30,134 千円	93.8 %
調査1件当たりの追徴税額 (6/1)	11	6,710 千円	66.0 %	5,319 千円	79.3 %

(注)調査による追徴税額には地方法人税が含まれています。

(2) 法人消費税の調査事績の概要

令和4事務年度においては、法人消費税について、15,028件（前年対比161.9%）の実地調査を実施しました。

このうち、消費税の非違があった法人は9,308件（同156.9%）、その追徴税額は732億87百万円（同162.2%）となっています。

○ 法人消費税の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和3		令和4	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	9,282 件	147.1 %	15,028 件	161.9 %
非違があった件数	2	5,933 件	136.5 %	9,308 件	156.9 %
うち不正計算があった件数	3	1,763 件	130.9 %	2,578 件	146.2 %
調査による追徴税額	4	45,179 百万円	118.1 %	73,287 百万円	162.2 %
うち不正計算に係る追徴税額	5	11,591 百万円	141.3 %	16,566 百万円	142.9 %
調査1件当たりの追徴税額(4/1)	6	4,867 千円	80.3 %	4,877 千円	100.2 %
不正1件当たりの追徴税額(5/3)	7	6,575 千円	107.9 %	6,426 千円	97.7 %

(注)調査による追徴税額には加算税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。

2 源泉所得税等の調査事績の概要

令和4事務年度においては、16,483件（前年対比164.8%）の源泉徴収義務者について実地調査を実施しました。

このうち、源泉所得税等の非違があった源泉徴収義務者は6,139件（同161.6%）で、その追徴税額は161億69百万円（同168.1%）となっています。

○ 源泉所得税等の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和3		令和4	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
源泉徴収義務者数(給与所得)	1	980,788 件	99.8 %	981,680 件	100.1 %
実地調査件数	2	10,003 件	153.5 %	16,483 件	164.8 %
非違があった件数	3	3,798 件	144.7 %	6,139 件	161.6 %
うち重加算税適用件数	4	695 件	154.1 %	1,029 件	148.1 %
調査による追徴税額	5	9,617 百万円	168.7 %	16,169 百万円	168.1 %
うち重加算税適用追徴税額	6	3,589 百万円	158.0 %	4,741 百万円	132.1 %
調査1件当たりの追徴税額(5/2)	7	961 千円	109.8 %	981 千円	102.1 %

(注)1 令和4年7月から令和5年6月までの間に処理を終了した調査に係るものを集計しています。

2 追徴税額には加算税及び復興特別所得税が含まれています。

Ⅱ 主要な取組

1 消費税還付申告法人に対する取組

～ 消費税還付法人に対し、総額 321 億円を追徴(うち不正還付 73 億円) ～

➤ 消費税は、国の租税収入のうち最も金額が大きい税目であり、令和元年10月から税率が10%に引き上げられ、国民の関心も極めて高いことから、一層の適正な執行に努めています。

東京国税局では、令和4年9月に「消費税不正還付対策本部」を設置し、不正に還付申告を行っていると思われる輸出免税法人及び輸販場経営法人などに対する還付審査、実地調査、不正転売にかかるブローカーなどに対する実地調査、即時徴収等に関係部課が協働して対処しております。

また、輸出物品販売場制度を悪用して、不正に消費税免税物品の売買等を行った者への対応については、関係省庁とも連携し、厳正な課税処理に努めています。

➤ 令和4事務年度においては、消費税還付申告法人のうち、1,801件(前年対比138.5%)に対し実地調査を実施し、消費税321億62百万円(同167.5%)を追徴課税しました。また、そのうち285件(同134.4%)は不正に還付金額の水増しなどを行っており、73億79百万円(同185.9%)を追徴課税しました。

○ 消費税還付申告法人に対する消費税の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和3		令和4	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	件 1,300	% 123.7	件 1,801	% 138.5
非違があった件数	2	件 865	% 124.6	件 1,132	% 130.9
うち不正計算があった件数	3	件 212	% 150.4	件 285	% 134.4
調査による追徴税額	4	百万円 19,203	% 227.1	百万円 32,162	% 167.5
うち不正計算に係る追徴税額	5	百万円 3,969	% 485.8	百万円 7,379	% 185.9
調査1件当たりの追徴税額(4/1)	6	千円 14,772	% 183.6	千円 17,858	% 120.9
不正1件当たりの追徴税額(5/3)	7	千円 18,722	% 323.1	千円 25,890	% 138.3

(注)調査による追徴税額には加算税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。

2-1 海外取引法人等に対する取組（法人税）

～ 海外取引等に係る調査で1, 537億65百万円の申告漏れを把握 ～

- 企業等の事業、投資活動のグローバル化が進展する中で、海外取引を行っている法人の中には、海外の取引先への手数料を水増し計上するなどの不正計算を行うものが見受けられます。このような海外取引法人等に対しては、国外送金等調書や租税条約等に基づく情報交換制度を積極的に活用するなど、深度ある調査に取り組んでいます。
- 令和4事務年度においては、海外取引法人等に対する実地調査を3, 668件（前年対比168.0%）実施し、このうち、海外取引等に係る非違があったものを、938件（同147.3%）、海外取引等に係る申告漏れ所得金額を1, 537億65百万円（同149.7%）把握しました。

○ 海外取引法人等に対する実地調査の状況

項目		事務年度等		令和3		令和4	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比		
実地調査件数	1	件 2,183	% 129.6	件 3,668	% 168.0		
海外取引等に係る非違があった件数	2	件 637	% 117.7	件 938	% 147.3		
うち不正計算があった件数	3	件 66	% 161.0	件 84	% 127.3		
海外取引等に係る申告漏れ所得金額	4	百万円 102,686	% 97.6	百万円 153,765	% 149.7		
うち不正所得金額	5	百万円 3,830	% 71.8	百万円 5,465	% 142.7		

2-2 海外取引法人等に対する取組（源泉所得税等）

～ 海外取引等に係る源泉徴収漏れ、29億1百万円を追徴 ～

- 経済の国際化に伴い、企業や個人による国境を越えた経済活動が複雑・多様化する中、非居住者や外国法人に対する支払（非居住者等所得）について、国外送金等調書をはじめとした資料情報等を活用し、源泉所得税等の観点から、重点的かつ深度ある調査を実施しています。
- 令和4事務年度においては、非居住者や外国法人に対する科学技術等に関する人的役務提供事業の対価や工業所有権等の使用料等などの支払について源泉所得税等の課税漏れを707件（前年対比176.8%）把握し、29億1百万円（同136.6%）を追徴課税しました。

○ 海外取引等に係る源泉所得税等の実地調査の状況

項目		事務年度等		令和3		令和4	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比		
非違があった件数	1	件 400	% 147.6	件 707	% 176.8		
調査による追徴本税額	2	百万円 2,124	% 273.0	百万円 2,901	% 136.6		

3 無申告法人に対する取組

～ 無申告法人から98億68百万円を追徴 ～

- 無申告は、適正な申告をしている納税者に強い不公平感をもたらすことになるため、資料情報を活用して的確に無申告法人を把握し、稼働しているにもかかわらず無申告である法人に対して積極的な調査を実施しています。
- 令和4事務年度においては、資料情報等の分析・検討を行った結果、事業を行っていると見込まれる無申告法人に対し実地調査を実施し、法人税51億31百万円（前年対比95.9%）、消費税47億37百万円（同132.3%）、合わせて98億68百万円（同110.5%）を追徴課税しました。
- このうち、稼働している実態を隠し、意図的に無申告であった法人に対し、法人税35億90百万円（同82.9%）、消費税27億35百万円（同129.0%）、合わせて63億25百万円（同98.1%）を追徴課税しました。

○ 無申告法人に対する実地調査の状況

項目	事務年度等	令和3		令和4		
		件数等	前年対比	件数等	前年対比	
法人税	実地調査件数	1	件 530	% 108.6	件 619	% 116.8
	うち不正計算があった件数	2	件 160	% 117.6	件 202	% 126.3
	調査による追徴税額	3	百万円 5,353	% 227.9	百万円 5,131	% 95.9
	うち不正計算があった法人に係る追徴税額	4	百万円 4,330	% 219.0	百万円 3,590	% 82.9
消費税	実地調査件数	5	件 474	% 112.6	件 559	% 117.9
	うち不正計算があった件数	6	件 130	% 120.4	件 173	% 133.1
	調査による追徴税額	7	百万円 3,581	% 59.1	百万円 4,737	% 132.3
	うち不正計算があった法人に係る追徴税額	8	百万円 2,120	% 42.0	百万円 2,735	% 129.0
調査による追徴税額合計		9	百万円 8,934	% 106.3	百万円 9,868	% 110.5
うち不正計算があった法人に係る追徴税額		10	百万円 6,450	% 91.7	百万円 6,325	% 98.1

(注)調査による追徴税額には加算税、地方法人税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。